＊住宅改修を行う前に、役場介護保険係へ事前申請が必要になります。

**住宅改修申請手続きの流れ**

1. **住宅改修について、担当のケアマネージャー等に相談**

・利用者の身体状況を十分に理解しましょう。

・複数の会社から見積もりを取りましょう。

・打ち合わせには、利用者も参加しましょう。

・自宅での自立生活に必要な改修は、福祉用具の活用も検討しましょう。

**②申請書類の一部を北広島町役場へ提出**

・改修工事施工前にケアマネージャーが町へ下記書類を提出し事前申請を行います。

（担当のケアマネージャーを契約していない場合には役場介護保険係へご相談ください）

●住宅改修が必要な理由書兼事前申請書

●工事内訳書（見積もり書）

●改修箇所の写真等状態のわかるもの（写真には黒板等で日付を入れてください）

●見取り図（平面図）

●大家さんの承諾（賃貸住宅の場合）

事

**事前申請に必要な書類**

**事前申請を提出。**

**③町の審査** 提出された書類等を元に、町が適切な改修かどうか審査確認し通知します。

　　　　　　け

**ケアマネージャーへ支給申請に必要な様式を配布します。**

**④施工・完成** 工事の変更・修正を行う場合は事前に町へ連絡してください。

　　　　　　け



**⑤住宅改修費の支給申請**

・改修工事完了及び本人利用後にケアマネージャーが町へ下記書類を提出し申請を行います。

●介護保険居宅介護（予防支援）住宅改修支給申請書

●事前申請一式

●改修前・後の写真

●工事内訳書

●改修工事の領収書

●町への請求書

**支給申請に必要な書類**



**⑥住宅改修費の支給**支給限度額１８万円

（対象改修費が２０万円以上、1割負担の場合）

　　　北

　**北広島町役場 保健課 介護保険係（ＴＥＬ０５０－５８１２－１８５３）**